

輸入植物検疫規程の一部を改正する件（案）新旧対照条文

輸入植物検疫規程（昭和二十五年七月八日農林省告示第二百六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（検査証明書を必要とする国）

第五条 法第六条第一項第一号の植物検疫について政府機関を有しない国は、次に掲げられていない国である。

インド、インドネシア、カンボジア、北朝鮮、シンガポール、スリランカ、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、バーレーン、ヨルダン、ラオス、レバノン、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリヤ、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、英領チャネル諸島、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、ゲルジア、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チエコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウエー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、アンゴラ、ウガンダ、エジプト、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボヴェ

現 行

（検査証明書を必要とする国）

第五条 法第六条の植物検疫について政府機関を有しない国は、次の諸国以外の国である。

インド、インドネシア、カンボジア、北朝鮮、シンガポール、スリランカ、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、バーレーン、ヨルダン、レバノン、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリヤ、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、ゲルジア、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、セルビア、チエコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウエー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、アンゴラ、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、ジンバブエ、スーダ

ルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ザンビア、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、モーリシャス、モリタニア、モザンビーク、モロッコ、リビア、リベリア、ルワンダ、レソト、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、バミューダ諸島、アメリカ領バージン諸島、アルゼンチン、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、英領バージン諸島、エクアドル、エルサルバドル、オランダ領アンティル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グアドループ、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント、セントルシア、タークス諸島・カイコス諸島、チリ、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、プエルトリコ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、マルティニーク、メキシコ、モントセラト、アメリカ領サモア、オーストラリア、北マリアナ諸島、キリバス、グアム、クック諸島、サモア、ソロモン、ツバル、トケラウ諸島、トンガ、ナウル、ニューエ、ニューカレドニア、ニュージールランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、フランス領ポリネシア、マーシャル、ミクロネシア、ワリス・フテユナ諸島

別表第一 第二条第一項第四号の規定する措置の基準

ン、スワジランド、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、モーリシャス、モリタニア、モザンビーク、モロッコ、リビア、リベリア、ルワンダ、レソト、アメリカ合衆国、カナダ、バミューダ諸島、アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント、セントルシア、チリ、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、プエルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、アメリカ領サモア、オーストラリア、北マリアナ諸島、キリバス、サモア、ソロモン、トンガ、ニューカレドニア、ニュージールランド、バヌアツ、パプアニューギニア、フィジー、フランス領ポリネシア、ミクロネシア、ワリス・フテユナ諸島

別表第一 第二条第一項第四号の規定する措置の基準

五 球根類及びその部分であつて栽培の用に供するもの	〔略〕	四 さつまいも及びばれいしょの生茎及び生塊根又は生塊茎（栽培の用に供さないものを含む。）	〔略〕	一〜三〔略〕	植物の種類
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	ジャガイモ疫病菌、サツマイモ立枯病菌、ジャガイモ輪腐病菌、ジャガイモ葉巻ウイルス	〔略〕	〔略〕	〔略〕
チューリップサビダニ、エウメルス・アモエヌス、コブアシハイジマハナアブ、シリッタ・ピピエンス、スイセンハナアブ、タマネギバエ	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

五 球根類及びその部分であつて栽培の用に供するもの	〔略〕	四 さつまいも及びばれいしょの生茎及び生塊根又は生塊茎（栽培の用に供さないものを含む。）	〔略〕	一〜三〔略〕	植物の種類
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	ジャガイモ疫病菌、サツマイモ立枯病菌、ジャガイモ輪腐病菌、ジャガイモ葉巻ウイルス	〔略〕	〔略〕	〔略〕
チューリップサビダニ、エウメルス・アモエヌス、 <u>グラジオラスアザミウマ</u> 、コブアシハイジマハナアブ、シリッタ・ピピエンス、スイセンハナア	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

十六 乾燥植物類（	十～十五〔略〕	九 切り花及び切り枝等の非栽培用植物であつて観賞の用に供するもの	六～八〔略〕			
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕			
オーストラリアヒヨウホ	〔略〕	カトレア褐色腐敗病菌、バラ枝枯病菌、カーネーション萎ちよう細菌病菌	オナジマイマイ、アウトプルシア・エゲナ、キクヒメヒゲナガアブラムシ、コウモリガ、バラシロハマキ、パラフィトミザ・ディアントコラ、フェナコックス・ゴシピイ、マクロシフム・ロサエ、リンキテス・ピコロール	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

十六 乾燥植物類（	十～十五〔略〕	九 切り花及び切り枝等の非栽培用植物であつて観賞の用に供するもの	六～八〔略〕			
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕			
オーストラリアヒヨウホ	〔略〕	カトレア褐色腐敗病菌、バラ枝枯病菌、カーネーション萎ちよう細菌病菌	オナジマイマイ、アウトプルシア・エゲナ、キクヒメヒゲナガアブラムシ、グラジオラスアザミウマ、コウモリガ、バラシロハマキ、パラフィトミザ・ディアントコラ、フェナコックス・ゴシピイ、マクロシフム・ロサエ、リンキテス・ピコロール	〔略〕	〔略〕	ブ、タマネギバエ
〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

備考 〔略〕	十七〜二十 〔略〕	乾燥牧草を除く。)
	〔略〕	
	〔略〕	ンムシ、トリコリヌス・ タバキ、トリポリウム・ デストルクトル
	〔略〕	
備考 〔略〕	十七〜二十 〔略〕	乾燥牧草を除く。)
	〔略〕	
	〔略〕	ンムシ、チャマダラメイ ガ、トリコリヌス・タバ キ、トリポリウム・デス トルクトル
	〔略〕	